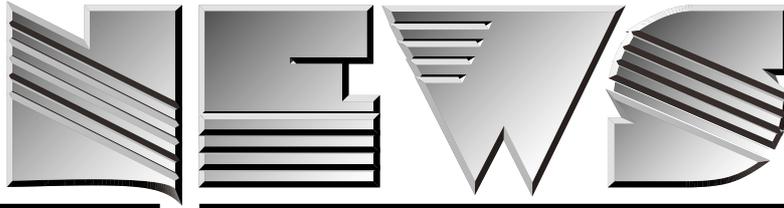




いかに  
やれよう  
か  
ねこだすけ



# 東京板橋区の進める地域猫活動

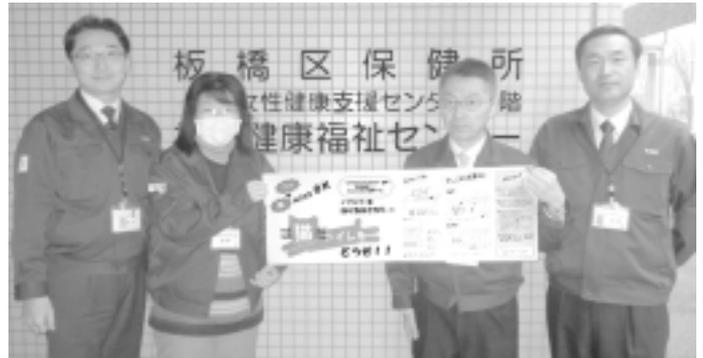
寄稿：板橋区保健所生活衛生課 管理・衛生検査グループ

## 1. 猫の苦情の発生原因は？

板橋区の猫の不妊去勢手術への助成金は、これまで約3万頭分を支出しています。しかし、子猫が産まれた、ふん尿被害に困っているなどの苦情が減らず、どのように対応していくか課題となっていました。

地域猫活動がその解決策の一つとして有効であるはずなのに、なぜか、地域猫活動を行っているところから現場からも苦情が寄せられます。そこで、苦情全件の現地に行き、丁寧に状況調査を行ったところ、次のような傾向が確認できました。

それは、(1) 適正なエサやりがされてなく、新たな流入猫が生じている、(2) 未手術のメスが子猫を産んでいる、(3) ふん尿対策としての猫のトイレがない、(4) 地域の方の理解が得られていない、これらのどれか一つでも該当すると苦情が発生するというものでした。



の皆さんの住みやすい街にしようという思いを中心に、より良い地域づくりのために行政がしっかりと支援し、ノラ猫に詳しいボランティアに協力をしていただくという形の“三者協働”が欠かせないものと考えています。

## 2. 真の地域猫とは？

地域猫発案者である横浜市職員の黒澤泰氏によれば“真の地域猫”は「ノラ猫をエサの管理、不妊去勢手術の徹底、フンの清掃、周辺美化など、地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、ノラ猫の数を今以上に増やさないで一世代の生を全うさせることで周辺住民の認知が得られた猫のこと。（横浜市磯子区の定義）」とあります。区内の苦情の発生する現場の猫たちはこの定義にあてはまらないところがあり、活動がうまく進められていないようでした。

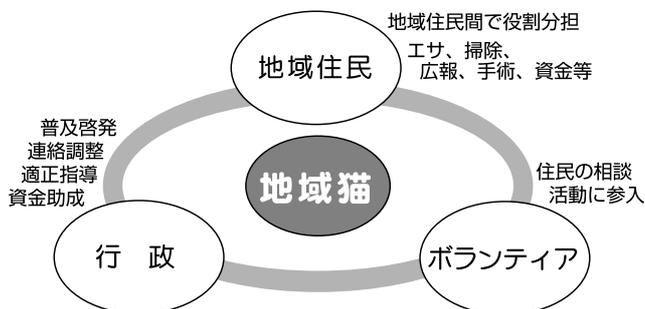
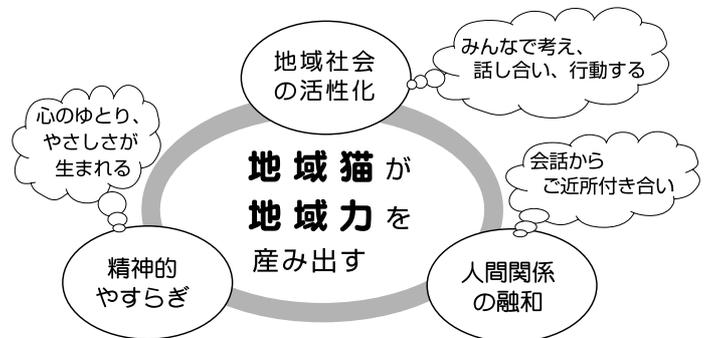
## 4. 地域猫からまちづくり

板橋区は町会・自治会等の活動が活発だと言われますが、加入率の低下やご近所づきあいの希薄化などの影響も少なくありません。

ノラ猫の問題は、地域における子どもや高齢者の見守り、防犯、防災などの様々な課題の中の一つですが、その中でもいちばん身近な問題と言えます。猫をきっかけとして、ご近所付き合いを取り戻し、地域の協力体制を再構築していくなど、地域づくり・地域の再生として取り組んでいくことが、その地域における大きな財産になっていくと考えています。

## 3. だれが担うのか？

地域猫活動は取り組む事柄が多く、少ない人数で進めていくのは難しいようです。区内を問わず、活動をうまく進めているところでは、地域にお住まいの方々がノラ猫問題を“地域の環境問題”として、自分の住む地域を良くしようという考えで協力されています。活動の継続という点を重視すると、地域



地域猫の取り組みは様々な方法があると言われます。板橋区は、地域猫活動を通じた地域コミュニティ再形成・再活性化をめざす町会・自治会等の取り組みを積極的に支援していきます。

(参考) 平成26年11月3日第1回いたばし地域猫セミナー  
黒澤泰氏 講演資料

# 三者協働地域猫対策、板橋区では…。



板橋区内の町会長さんが、昨年春のセミナーにご参加なさったことがきっかけで町会、保健所、私達ボランティアの三者協働地域猫活動がスタートいたしました。

経緯は4～5頁の特集にまとめてありますので、この地域の地域猫活動の特徴等を書いてみました。

【1】町会長自らのご相談。

【2】何が何でもまず不妊去勢手術！となりがちですが、急がず時間をかけて進めました。これにより、餌やりさんと住民の方々の誤解も解け相互理解が深まりました。

以下全て町会主体、保健所、ボランティア三者協働での開催です。

●**最初に：**町会館での活動説明会と相談会。実際の現場活動開始前に4回行いました。この場では、猫の習性に始まり適切な飼ひ方、地域猫の考え方等基本的な事柄をご説明いたしました。

●**次に：**猫トイレ作り方教室兼猫トイレの設置。住民の方々、保健所職員、ボランティア揃ってリヤカーにトイレ資材を積み、設置しながら移動。現在猫トイレは11ヶ所。

●**最後に：**不妊去勢手術のための捕獲と病院搬送。こちらも住民の方々、保健所、ボランティアの協働作業。町会長に病院搬送をお願いしました。

NPOねこだすけ代表理事 工藤久美子

説明会開催、トイレ設置、捕獲手術等全てについてその都度お知らせし、チラシを全戸に配布。広報も万全です。

以前からお手伝いさせて頂いています、静岡県御殿場市と地域の状況、活動形態等、共通性を感じました。(ねこだすけニュース44号・平成25年6月に記事を掲載)

## ●住みやすい町作り。

地域住民の方々のコミュニケーションがとても良く、町会活動も活発。住民の方々の様々なトラブルを防ぎ、より良い人間関係と町作りを大切にしている。

## ●まずは苦情対策を優先。

このケースでは、不妊去勢手術の前に猫トイレ設置を最初に行いました。御殿場市も餌やりさんのリサーチと猫の苦情リサーチを優先。トイレ設置を急ぎました。

## 【結論】

【1】住民の皆様のコミュニケーションの良い地域、町会活動が活発な地域に於いては地域猫活動はとて進めやすいと感じました。

【2】苦情の王者、糞のトラブルを無くすため、まず糞の対策を優先することもお勧めです。

板橋区の活動を通し猫トイレ、清掃など糞尿対策の重要性を改めて認識いたしました。

## 法治国です。

間違いだらけ、法の使い方。

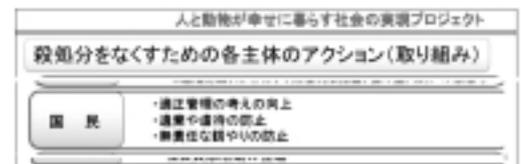
Animal Welfare Net.  
寄稿/アニマルウエルフェア連絡会

## 恣意的(=身勝手)と無責任の間違い

右の画像は、環境省のホームページからダウンロードできるプリントを加工したものです。21頁に及ぶこの資料には「餌やり人、餌やり防止、餌やり規制」などのことが並びます。

●**法執行の勘違い** 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、基本指針)[平成18年10月31日環境省告示第140号]では、「第1動物の愛護及び管理の基本的考え方(動物の管理)」として、『所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。』と記載され、今でもこの指針は引き継がれています。

●**恣意的(身勝手)な餌やりがあるという前提のもとで、その結果への対策を、法律に基づき、基本指針で次の通りすすめています。『動物による危害や迷惑問題の防止 講ずべき施策 地域における環境の特性の相違を踏まえながら、集合住宅での家庭動物の飼養、都市部等での犬やねこの管理の方法、**



所有者のいないねこの適正管理の在り方等を検討し、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること。(平成18年の基本指針より)』

●**地域猫ガイドライン(通称)** 平成22年に環境省がガイドラインを作成しましたので、施策も次のように変わりました。

●**見直された講ずべき施策(平成25年の基本指針)**『住宅密集等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること』

**現行法では、恣意的=身勝手な餌やりに留意した対策の支援の推進です。根拠法のない「無責任な餌やり防止・餌やり規制」などの役所のプリントはいけません。**

## 拾得者と「猫駆除者」の違い

続：間違いだらけ、法の使い方。

●法の専門家は「法を適切に使い、必要とする者の為に、法の精神によって作られる。」といひます。役所は法の執行官です。野良猫被害といって、箱罾で捕まえたままの猫を、殺処分のために引取るとしたら、その役所は法の使い道を間違っています。

●役所の間違い『動物愛護法 第三十五条(犬及び猫の引取り) 3第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。』

新しい法令などを調べたところ「駆除の為に猫を箱罾で捕まえた者」からの引取りは「拾得者や拾得者から頼まれたその他の者」ではないことが分かりました。役所の間違いはいけません。

●「逃走の家畜」や「拾得」は遺失物法に決められていますので、猫に関係する法令などを下の【1】～【10】に引用しました。

●拾得と所有や占有を、法の精神通りに読むと、遺失物法の【引用1】～【引用4】により、猫の拾得を「猫の所有や占有」と読み替えられます。

【引用1】遺失物法 第一章 総則 (趣旨) 第一条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

【引用2】※同法(定義)第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。)をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること(埋蔵物及び他人の置き去った物)にあっては、これを発見することをいう。

【引用3】※同法(準遺失物に関する民法の規定の準用)第三条 準遺失物については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

【引用4】※同法 第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件(埋蔵物を除く。第三節において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設 3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号)第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

【引用5】以下は動物愛護法より引用(動物の所有者又は占有者の責務等)第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

【引用6】動物愛護法(犬及び猫の引取り) 第三十五条 都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

4 都道府県知事等は、第一項本文(前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。)の規定により引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるとする。(第五～六項・割愛)

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に關し必要な事項を定めることができる。

【引用7】動物愛護法施行規則(環境省令) (動物の引取りを求めると認められる場合) 第二十一条の二 法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返して求められた場合

●拾得猫の所有や占有については、動物愛護法の【引用5】により、猫の所有者又は占有者の責務等が決められております。同法【引用6】による、同法施行規則(環境省令)【引用7】で、猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合が定められ、駆除や殺処分に相当の事由はありません。

●動物愛護法と同法の環境省令【引用8】【引用9】【引用10】から、猫の迷惑と周辺環境の保全について、動物愛護法の精神により、猫と環境保全の因果関係が詳しく厳しく決められており、駆除も困難です。

●役所の言う、動物愛護法の『拾得者その他の者』からとしての引取りは、条文の字面だけをつまみ出した、いかげんな使い方であることが分かります。ここ数年で、猫との共生対策はすぐ進みました。

数十年も前の、古い時代の慣習を引きするだけの考えから、今の役所が、猫を捕獲駆除殺処分してはいけません。

三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に關する指示に従っていない場合

四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合

五 引取りを求めると認められる理由により引取りを求められた場合

六 あらかじめ引取りを求めると認められる理由により引取りを求められた場合

七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求めると認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

【引用8】動物愛護法 第四節 周辺的生活環境の保全等に係る措置 第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(以下、第二～四項・割愛)

【引用9】動物愛護法施行規則(環境省令)(用語) 第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に關する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

【引用10】動物愛護法施行規則(環境省令)(周辺的生活環境が損なわれている事態) 第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民(以下「周辺住民」という。)の日常生活に著しい支障を及ぼしていることと認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

地域猫対策・100箇所あれば100通りともいわれませんが、ほんのいくつかしかない基本的な原則はどここの現場でも同じです。

中でも繁殖制限手術は協力の得られ易い原則です。仮にAさんとしますが、その実体験を追った、地域猫対策参考事例の推移です。

## 地域猫の現場【例1】

Factsheet 地域猫なんでも百科より／ホームページ更新中  
[http://nekodasuke.main.jp/fact/fact\\_genba01.html](http://nekodasuke.main.jp/fact/fact_genba01.html)

### 【1】 きっかけ

- 町会幹部の役割が回って来たとき、町内で野良猫問題の重大な対立に出会いました。
- 同じ町内ではありませんが区内の住民で、地域猫対策の知識が豊富な方と知り合い、解決方法の話し合いを始めました。(平成25年頃から・Aさんの体験より)

### 【2】 裏付け

- 行政、例えば国や都、他の区市なども地域猫の考え方をすすめ、または行っているとのことで、セミナーに参加しこの対策に確信を得ました。(平成25～6年・同Aさんの体験より)

### 【3】 知らせる

- 対策の経験者に相談し、町会の集会所で「第一回地域猫活動説明会」を開きました。対策について、参加された町会長の同意が感じられましたが、区役所との関係作りは未だです。(平成26年4月・同Aさんより)



### 【4】 リサーチ

- 町会の地域猫対策について、区役所のサポートが始まりました。町内の住民と共に、写真入り野良猫マップの調査と作成会議を開きました。既にTNRを長い間行っている方なども含めて、各種の情報が集まり始めます。(平成26年6月)



### 【5】 三者協働地域猫対策始動

- 区の保健所が「猫なんでも相談会」を開催しました。会の規模は大きくありませんが、トラップケージのほか、広報用チラシ類、地域猫対策グッズなども保健所が用意し、地域猫対策のサポート態勢が整い始めます。



- この日は、地域の皆さまと、野良猫マップの確認にでかけました。(写真左下) 道すがらの

会話の中から、猫にまつわる隠れた情報も次第に明らかになっていきました。これからの対策の実行にはずみがつきます。(平成26年7月)



### 【6】 トイレの設置

- 猫の迷惑被害を訴えられる時、ふんは特に目立ちます。町会が主体となって用意したトイレを、際立つ数力所に設置しました。この頃には既に保健所も同行しています。(平成26年7月下旬)



### 【7】 思いがけずの展開…

- 8月23日、板橋区大山ふるさと夏まつりに「(一財)動物環境・福祉協会Eva」理事長の杉本彩さんが動物愛護の普及ブースを開きました。

以前から地域猫対策で親交をいただいていたご縁もあり、板橋区保健所とNPOねこだすけも同じテントに誘っていただきました。左の写真は杉本彩さんです。



初日だけの参加でしたが、同区保健所の担当職員復数名と、他の役所地域猫担当者や、多くのボランティアさん、チームリーダーの方々にお手伝いをいただきました。

ステージでは同区でも積極的な地域猫対策に取り組んでいることなどをねこだすけ代表工藤が、杉本彩さんにご紹介をいただきながらご案内しました。(上の写真)

あまり無理をしないで、できる範囲の三者協働の形をコツコツと試みはじめるとき、思いがけない出来事にたびたび巡り会います。そして、一気に活動がふくらむことも珍しくありません。

- 次頁【8】のお目当ての一頭でした。その後手術と目印の耳カットをしました。



## [8] 捕獲を行う

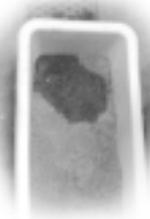
●左頁 [1] の「きっかけ」から随分と日数も経過した、平成26年9月上旬に、町会・役所・ボランティアが一体となって捕獲を行いました。それまでに任意のTNR活動（捕獲＝トラップ・手術＝ニューター・返還＝リターン）はありましたが、町内に根付かせる「三者協働・地域猫対策」の捕獲が始まりました。



トラップケージの台数を揃えて準備し、町内の皆さまの案内で、猫の出入りする複数箇所でお目当ての猫を捕まえます。町会ぐるみでの捕獲作業は始めての方々ばかりです。

経験豊かなボランティアリーダー数名が手助けをしました。夕方迄にケージ数を超える頭数が捕まりましたので、キャリアも使い通院させました。

●左頁 [6] で設置したプランターの猫トイレに、おしっこの後がくっきりです。ほかにはウンチもありました。道路側溝などのほか、個人宅のお庭などもお借りし、臭い消し薬（例・EM菌）なども用意されています。



## [9] 自治会と共に…

各町会が集まる自治会の秋祭りが10月上旬にありました。各町内会員の模擬店の一角に「猫なんでも相談コーナー」を設けていただきました。地域猫対策中の町会員手作りグッズは、手術費募金の御礼です。保健所からは配布用のペーパー資料など持参で、職員も参加です。



## [10] 第1回・いたばし地域猫セミナー

平成26年11月3日、板橋区立仲宿地域センターで開催。「まちに住む猫の問題を地域ぐるみで解決するために」主催は板橋区保健所生活衛生課です。



講演は横浜市保健所獣医師「地域猫のすすめ」著者、黒澤泰氏の「これからはじめる地域猫活動」（表紙頁に関連記事）と、NPOねこだすけ代表工藤久美子の「三者協働の地域猫活動」。

会場設営用の、地域猫対策を解説した展示パネルや、配布資料なども保健所が新たに用意していました。同様猫トイレのつくり方を図解したリーフレットは評判です。これからも同区オリジナル地域猫対策が、同区内各地ですすむことと思われます。

## 第14回新宿 人と猫との調和のとれたまちづくりセミナー

平成26年12月13日、戸塚地域センターで開催。主催／新宿区保健所、協力／同区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会、協働／NPOねこだすけ。

地域猫対策の行われている、「住宅地・商店街」「公園・緑地」「河川敷ほか」それぞれに精通するボランティアリーダーと所管の行政マンにスピーチとパネル

ディスカッションをお願いしました。

コーディネーター役は元新宿区職員で同協議会顧問の高木優治氏と、同協議会会長でNPOねこだすけ代表の工藤久美子です。

猫の対策を、人との調和に置き換えることは、理屈では分かるものの、なかなか難しいのも現実です。そのような困難を乗り越えたと思われるリーダーの皆さまからは、一様にポジティブで積極的な考えが聞かれ、行政とも上手に協働できている様子うかがえました。

これからも、地域猫対策の推進役になっていただけるものと思われまます。

ご参加のゲストは、世田谷区保健所職員と同区チームSLP田矢さん、同墨田区職員とすみだ地域ねこの会庄司さん、清瀬市職員ときよせ猫耳の会松田さん。新宿区協議会会員保谷さんからは、始めて参加された同区公園課長と共に体験発表がありました。



# 地域猫対策セミナーなどに参加しました。

## 飼い主のいない猫対策セミナーin経堂



(平成26年11月8日)世田谷区経堂地区会館／主催：世田谷保健所／講師：都動物愛護相談センター職員・主に同区拠点のチームSLP代表田矢さん・NPOねこだすけ工藤

年に2度の開催で21回め、10年以上続いています。対面型の会場設定も同区独特です。どのようなご質問にも適切に答えられる地区のチームリーダーなればこそ、会場での質疑応答が続きました。

## 第7回習志野にゃんにゃんセミナー



(平成26年11月1日)習志野市大久保公民館／主催：ならしの地域ねこ活動(代表横尾さん)／後援：習志野市／講師：船橋地域ねこ活動代表清水さん・NPOねこだすけ工藤

近隣の地域猫対策チーム同士で協力し合いながら地道な活動を続け、着々と根付いています。

## 第13回狛江にゃんにゃんセミナー



(平成26年10月19日)狛江市あいとぴあセンターで、主催は狛江市、共催を狛江地域ねこの会、

協働・NPOねこだすけの役割分担も変わりません。年に一度の開催が恒例ですから、同市で地域猫対策が始まってから13年めを超えます。官民協働事業の位置付けから、手術費に限らず地域猫活動費用への助成金という方式は今でも続いています。講演は都動物愛護センター指導員とねこだすけ代表工藤。

## 第1回飼い主のいない猫対策セミナー



(平成26年10月12日)茨城県・古河市地域猫の会が主催し、同市地域交流センター・はなももプラザで開催。

講演は同県動物指導センター森島課長、元新宿区職員高木氏、ねこだすけ代表工藤などでした。

一般参加の行政マンや多くの同市民が参加され、これからの地域猫対策について広がりが見られることと思われます。(同会のホームページ検索・こがねこ)

これからのおよその参加予定… 2/28豊島区 3/1 国分寺市  
3/8港区 3/21 浦安市 3/29 東所沢

**港区民まつり**(平成26年10月11～12日)芝公園や増上寺、ホテルなど地域が一体となる大規模な公営のイベントです。来場者は数十万人とも…。

ここでは港区在住の東京都動物愛護推進員が主体となって、同区保健所と共に動物愛護の普及ブースを開きました。

同推進員のねこだすけ代表工藤は同区の主に地域猫対策にあっています。

港区武井雅昭区長と推進員の方々。



**国立市にゃんにゃんセミナー**(平成26年9月28日)第8回めの地域猫対策セミナーが、国立市役所3階の会議室で行われました。例年同様に主催は国立市、国立地域猫の会猫のゆりかごとNPOねこだすけが協働として運営に携わり、役人とボランティアの役割分担で進みました。講師は猫のゆりかご代表後藤さん(正面左)とNPOねこだすけ代表工藤(同右)。



官民ボランティア誘い合わせての打ち上げ懇親会も例年通りでした。

**清瀬市・飼い主のいない猫対策セミナー**(平成26年9月20日)「野良猫を増やさないために」第1弾として同市野塩地区の飼い主のいない猫の問題について考えるセミナーです。

清瀬市と、きよせ猫耳の会(代表松田さん)共催。協力：清瀬市民活動センター、NPOねこだすけほか。講師：練馬区保健所(※当時)職員石森氏、ねこだすけ代表工藤。

近隣地区のボランティアリーダーや一般参加の行政マンも多く、他の自治地区への広がりを実感しました。



(※現在石森氏は保健所から移動しています。)

このページのもう少し詳しい内容は、ねこだすけのブログやフェイスブックなどでもご覧いただけます。

地域猫 地域ねこ ちいきねこ



**むさしの・三鷹地域猫セミナー** (H26年8月30日) 武蔵野市武蔵野公会堂で開催。共催は、みたか123(代表牧野さん)とむさしの地域猫の会。後援/武蔵野市。講師を練馬区保健所(当時)石森氏とNPOねこだすけ代表工藤が担当。近隣の行政区で、お互いが上手に補いながら、同じ目的を目指すスタイルのようです。国立市と国分寺市でも、ボランティアさんが協力し合いながら、新しい裾野を広げているようです。



**映画の取材** (H26年8月) 日本と台湾などの地域猫対策をテーマに撮影を進める、韓国の映画制作チームが来日しました。牛込地域猫の会・飯塚代表の協力の下、実際に行われて

いる町会ぐるみの地域猫対策をご案内しました。映画完成はほぼ一年後とのことでした。

**所沢市・地域猫対策始めませんか** (H26年7月20日) 地域猫対策講座をとこねこネット代表の斉藤さんが開催しました。協力は、所沢市生活環境課とねこだすけです。講師は下の記事の田矢さん。常にポジティブに、どのような問いにも適切な答えを出せる講師役には、行政からの信頼もふくらみます。

**世田谷区・飼い主のいない猫対策セミナー** in梅丘(H26年7月13日) 区役所と協働事業の地域猫対策も10年です。同区には都内初の通称・動物愛護条例があります。人と動物との共生について、同じ理念のもとで、その都度区長と区民が協議してより良い道を探す。…などの内容です。

同区には猫の手術費助成制度がありますが、区獣医師会の要請により、手術の際に耳カットを目印にする際には、原則として手術助成金が支払われません。国のガイドラインに「未手術の猫の識別方法、V字カット」とあり、10年来区との協働で対策を進める市民やボランティアの課題も続いています。主催：同区保健所/講師SLP代表田矢さん・ねこだすけ工藤ほか



## ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域猫対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。

ペットブームといわれる中で、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？疑問の残るアクシデントも多いです。

さまざまな出来事に合うとき、改善要請活動も頻繁です。どうぞ支えてください。

ねこだすけでは収益事業を行っていません。皆さまのご支援とボランティアさんに頼っています。

- 猫に手をのべるときフードは欠かせません。地域猫対策の他、多数頭の保護先に転送します。
- トイレ砂や獣医薬品なども助かります。
- 倉庫が手狭のため、ご支援の品々はその都度転送しています。未使用の切手は宅配の郵パックに使用できますし、書き損じはがきは切手に交換します。
- 各種金券・商品券・ギフト券、図書などのカード類、収入印紙も換金が容易です。テレフォンカードの換金率が極端に下がり始めています。
- 皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントなどの通信連絡や配送に役立つ事務用品の、例えばコピー用紙、プリント用紙、オフィスのり、ビニールひも、粘着テープなどの消耗品は少量でも有り難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

**やむを得ない事情から、猫や犬を多頭数保護養育しています。**

保護先のボランティアメンバーにフードなどのご支援をお願いいたします。犬用を含みます。8頁のねこだすけ迄ご支援物資を送付してください。随時現場に転送します。お問い合わせいただけますと直接の送付先をお知らせいたします。

<http://ameblo.jp/for-animals/>



### トラップケージ 動物保護目的の地域猫対策に限る、直輸入捕獲用ケージ

- 動物愛護に理解の有るAPLに協力を依頼し、ねこだすけ宛に規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接購入いただける仕組みをとっています。
- APLではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。貸し出し用トラップなどをAPLがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。
- お申込みの規定書式をご請求ください。2~3枚のご案内用紙をお届けしております。(HP検索→キャッツプロテクションケージ)

- 古い1枚だけの申込用紙を現在使用しておりますので、お手数ですが最新の用紙をご請求ください。
- 直輸入のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け持っております。万が一作動不良の際には、出庫時同封の書式をご利用の上お問い合わせください。

●専用のキャリーケース

価格はねこだすけにお問合せ下さい。  
サイズ/約25x25x66cm約2.6kg  
ペダル(踏み板)式一種類のみ



### トラップケージの貸し出し…

地域ねこ対策や動物愛護に限るトラップケージ保護捕獲用かご (左の写真)

- 貸出無料ですが、宅配送料をご負担ください。
- 貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。
- 期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。
- よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な狩猟具にもなります。
- 事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

いのちにやさしいまちづくり  
人と動物と、すてきな関係…

# ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。  
ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などのご相談にお心えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思わない方も、また行政などと一緒に協働し、同じ目的の地域ねこ対策を進めます。

地域ねこ対策や動物愛護の活動は、政治や思想に中立で党利を求めません。超党派の議員、大勢の獣医師から賛同をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこや動物の情報ネットワークを進めます。動物を愛する様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えたいねこ。

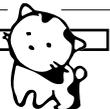
小さな声を大きく強く 地域ねこネットワーク  
ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

入会お申込・お問い合わせは…

電話・Fax. 03-3350-6440  
郵送・宅配 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203  
NPO ねこだすけ

<http://www.nekodasuke.net>  
[facebook.com / nekodasuke](https://www.facebook.com/nekodasuke)



会員種別	年会費	摘要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個人
C パートナー 5	5,000円	個人
D パートナー 7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこ活動が広がっています。  
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。各種金券・ギフトカード・収入印紙等は換金も容易です。保管場所が狭く、ケージや物資などの宅配出庫回数が増えています。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでの相談受付シフトは整っていません。)

郵便振替  口座番号 00130 - 9 - 362975  
加入者名 ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日： お名前： ご住所/郵便番号： お電話番号：  
Fax番号： 会員種別： 年会費： 円 ※寄付金： 円  
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

※他の金融機関からお振り込みの場合は…

銀行名	ゆうちょ銀行	店名	〇一九店
金融機関コード	9900	(カナ)	ゼロイチキョウ店
店番	019	口座番号	0362975
預金種目	当座	カナ氏名(受取人名)	ネコダスケ

●会員年度などが不明の際にはお問い合わせください。●金融機関やATMをご利用の際にはご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もあります。お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。●金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。●このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。

## 活動 地域ねこ対策や、ねこの保護救済以外の活動内容

- 動物愛護の普及や啓発
- 動物の法規法令等の普及啓発と実行の推進
- 全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- 不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- 緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- 不適切に飼養される動物の改善
- 不適切な愛玩動物煽動風潮の抑止
- 生物多様性に関する動物の保全
- 動物擁護の普及
- 動物福祉の推進
- 動物愛護普及啓発イベントの開催
- 動物ネットワークの推進
- 学習会や相談会セミナー開催
- ねこの譲渡・飼育方相談
- チームや支部などの支援 ほか

平成25年の改正動物愛護法から、法律文中の「ねこ」が漢字の「猫」に変わりました。ねこだすけではこだわらずに、猫、ねこ、ネコを併用しています。

### 地域猫の普及啓発パネル

書式は右のホームページよりプリント可

発砲スチロール板に加工した、手作りの地域猫パネルを貸し出しています。所定の申し込み書式をご利用ください。パネルの種類はねこだすけニュース33号に掲載。

●展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただけますと、点数などを選別いたします。それぞれB3サイズです。●貸し出し費用は無料ですが、送料を貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担をお願いいたします。●地域猫対策の直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。●募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

### ホームページからプリントできます。

ねこだすけニュースバックナンバー ファクトシートの一部  
動物愛護法ポスターチラシ 行政資料の一部 ほか

ねこだすけ ファクトシートもくじ

●個人向けの資料としてご活用ください。●複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。●現在、ファクトシートの頒布を行っていませんが、ダウンロードは従来通りです。